

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社は、「お客様のために進化する」という企業理念に基づき、お客様、株主・投資家、パートナー企業、社員、その他、社会の様々なステークホルダーの声に耳を傾けるとともに、社会的意義のある新たな価値を創造し続けることで、様々な社会の課題解決に寄与したいと考えております。

そのために、コンプライアンス経営をさらに徹底し、透明・公正かつ迅速・果断な意思決定を図ることで、持続的な成長と中長期的な企業価値の向上に努め、コーポレート・ガバナンスの充実に取り組んでまいります。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】更新

当社では、独立社外取締役をはじめとした独立役員の選任、ならびに、「指名・報酬委員会」および「独立役員会」の組成・運営を前提としたガバナンス体制を構築し、これらの体制を前提にコーポレートガバナンス・コードの各原則のすべてを実施してまいりました。

しかしながら、2019年8月2日開催の当社第56回定時株主総会における取締役選任議案において、主として支配的株主であるZホールディングス株式会社(旧ヤフー株式会社)および同社に同調するプラス株式会社による議決権行使の結果として、これまで独立社外取締役として当社のガバナンス体制の中核を担ってきた独立社外取締役候補者3名の再任がいずれも否決されたことに伴い、本報告書の更新日現在、当社において独立社外取締役が不在となっております。

こうした状況になったことを受け、当社は、少数株主の利益を保護するためのガバナンス体制の再構築を急務とし、Zホールディングス株式会社(旧ヤフー株式会社)およびプラス株式会社とも協議を重ね、独立社外取締役の選任プロセスについて検討してまいりました。

当社では当社の取締役および監査役候補者案、重要な役職員の選任、ならびに取締役および重要な役職員の報酬額案などを審議し、取締役会に答申する機関として指名・報酬委員会を設置することとしております。従来、かかる指名・報酬委員会は独立社外取締役を中心として構成され、株主総会に上程する取締役候補者についても、指名・報酬委員会が候補者案を取締役会に対し答申し、これに基づき取締役会で決定するプロセスをとっておりますが、上述のとおり、現状、独立社外取締役が不在のため、独立社外取締役を中心とした指名・報酬委員会の設置が不可能となっております。

とはいえ、実質的な支配株主を有する上場会社である当社の独立社外取締役には、経営陣のみならず支配的株主であるZホールディングス株式会社(旧ヤフー株式会社)およびプラス株式会社からの独立性が強く求められること、また、透明性、公平性、客観性を担保して独立社外取締役選任のプロセスを進めることが必須であることを考慮し、2019年9月12日開催の取締役会において、暫定的に、一切の利害関係がなく独立性のある顧問弁護士、独立社外監査役および当社代表取締役社長を委員とする、(暫定)指名・報酬委員会の設置を決定し、あわせて5名の指名・報酬委員を選任しております。

2019年9月16日に開催された第1回の(暫定)指名・報酬委員会において、当該委員会の任務は、本報告書の更新日現在欠員となっている独立社外取締役候補者案を取締役会に答申することである旨、および当該委員会の各委員の任期は臨時株主総会で新たな独立社外取締役が選任された時点までとする旨が確認されております。

当社としては、「経営陣・支配株主から独立した立場」での利益相反の監督、取締役会への適切な意見の反映といった「独立社外取締役」の役割の重要性に鑑み、(暫定)指名・報酬委員会の下、「独立社外取締役」の選任を含めたコーポレート・ガバナンス体制の再構築に向けて、引き続き、適切かつ速やかに対応を図ってまいります。

以上の当社の事情を前提として、以下に「コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由」を記載いたします。

【原則1-3 資本政策の基本的な方針】

当社は、「資本政策の基本的な方針」を以下の通り策定しておりますが、上記に記載の事情により、本報告書の更新日現在、「独立社外取締役」が不在であるため、当該原則を十分に実施できない可能性があります。

「資本政策の基本的な方針」

当社は、さらなる成長のために必要となる投資等の資金調達については、事業活動の中から得られる営業キャッシュ・フローの範囲内で実施することを基本方針とし、必要に応じて、健全な財務体質を維持することを考慮しつつ直接金融および間接金融の活用も検討していく方針です。

また、株主に対する利益配当については、「中長期的な企業価値向上のための設備投資資金としての内部留保」と「株主のご要望にお応えするための株主還元としての配当政策」をバランスさせながら、総合的に判断して実施していく方針です。

なお、支配権の変動や大規模な希薄化をもたらす資本政策を行う場合には、既存株主を不当に害することのないよう、取締役会・監査役は当該資本政策について、必要性・合理性を取締役会で慎重に審議し、さらに独立役員を中心とした社外取締役や利害関係のない第三者の意見を踏まえて、取締役会にて決定します。また必要に応じて、株主総会に諮り承認を得た上で実行することも検討します。

【原則4 - 3 取締役会の役割・責務(3)】

原則4 - 3においては、取締役会の責務の一つとして、「経営陣・支配株主等の関連当事者と会社との間に生じ得る利益相反を適切に管理すべき」との記載がありますが、上記に記載の事情により、本報告書の更新日現在、「独立社外取締役」が不在のため、当該原則を十分に実施できない可能性があります。

【原則4 - 6 経営の監督と執行】

原則4 - 6においては、「取締役会による独立かつ客観的な経営の監督の実効性を確保すべく、業務の執行に携わらない、業務の執行と一定の距離を置く取締役の活用」に関する記載がありますが、上記に記載の事情により、本報告書の更新日現在、「独立社外取締役」が不在であるため、当該原則を十分に実施できない可能性があります。

この他、本報告書の更新日現在、上記に記載の事情により、「独立社外取締役」が不在であり、またこれに伴い「指名・報酬委員会」が組成・運営できていないため(注)、また同様に、独立社外者のみを構成員とする「独立役員会」が組成・運営できておらず筆頭独立社外取締役も選任できていないため、以下の各原則のいずれも実施できていない、または、実施できない可能性があります。

(注)2019年9月12日開催の取締役会の決議で設置された(暫定)指名・報酬委員会は、独立社外取締役を構成員に含まない暫定的なものであり、上記のとおり、当該委員会の任務は、原則として、本報告書の更新日現在欠員となっている独立社外取締役候補者案を取締役に答申することに限定されております。

【基本原則1 株主の権利・平等性の確保】

【原則1 - 7 関連当事者間の取引】

【基本原則4 取締役会の責務】

【補充原則4 - 1 - 3 後継者計画の策定・運用、育成など】

【補充原則4 - 3 - 2 CEOの選任について】

【補充原則4 - 3 - 3 CEO解任の手続き】

【原則4 - 7 独立社外取締役の役割・責務】

【原則4 - 8 独立社外取締役の有効な活用】

【補充原則4 - 8 - 1 独立社外者のみを構成員とする会合など、独立社外取締役間の情報交換・認識共有】

【補充原則4 - 8 - 2 「筆頭独立社外取締役」の決定など、独立社外取締役と経営陣との連絡調整、監査役・監査役会との連携体制】

【原則4 - 10 任意の仕組みの活用】

【補充原則4 - 10 - 1 独立社外取締役を主要な構成員とする任意の諮問委員会】

【原則4 - 12 取締役会における審議の活性化】

また、【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】として後掲・開示している以下の各原則においても、「独立社外取締役」「指名・報酬委員会」を前提とする一部方針・事項が実施できておりません。

【原則3 - 1(3) 取締役会が取締役・経営陣幹部の報酬を決定するに当たっての方針と手続】

【原則3 - 1(4) 取締役会が経営陣幹部の選解任と取締役・監査役候補の指名を行うに当たっての方針と手続】

【補充原則4 - 11 - 1 取締役会の全体としての知識・経験・能力のバランス、多様性及び規模に関する考え方】

【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】 更新

【原則1 - 4 政策保有株式】

当社は、「株主の権利・平等性の確保に関する方針」を策定、実行しており、この中で以下を規定しております。なお、本報告書の更新日現在、当社は、安定株主対策を目的として保有する上場株式、いわゆる政策保有株式は保有しておりません。

3. 当社は、経営戦略の一環において持続的な成長と中長期的な企業価値の向上のために必要と判断する場合を除き、原則として、安定株主対策を目的として保有する上場株式、いわゆる政策保有株式を保有しません。

当社が、政策保有株式を保有することとなった場合には、当社は、取締役会で毎年定期的に、主要な政策保有株式について、そのリターンとリスクなどを踏まえた中長期的な経済合理性や将来の見通しを踏まえ、保有の開始あるいは継続について検証・判断します。

政策保有株式に係る議決権の行使については、議案の趣旨および内容に沿って、当社および投資先の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上に資するものであるかを総合的に判断し、適切に行使していくものとします。

当社が「株主の権利・平等性の確保に関する方針」として策定、実行している内容は以下のとおりです。

ただし、【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】に記載の事情により、本報告書の更新日現在、「独立社外取締役」の不在に伴い、以下に「株主の権利・平等性の確保に関する方針」として記載している内容のうち、2および4については、これらの方針を実施できない可能性があります。

「株主の権利・平等性の確保に関する方針」

1. 当社は、株主の権利が実質的に確保されるよう、法令に従い適切に対応します。

加えて、

(1) 経営に関する事項、事業活動状況等の企業情報に関する当社グループの定める「倫理・行動規範(ASKUL CODE OF CONDUCT)」に基づく適時適切な開示

(2) 主に株式会社東京証券取引所の定める有価証券上場規程上、開示が求められ、かつ株主に資する会社情報の英文開示

(3) 個人投資家向け説明会、機関投資家向け説明会の開催

(4) 海外IR

などによる株主への情報提供とともに、議決権電子行使プラットフォームおよび株主名簿管理人の運営する議決権行使ウェブサイトでの議決権の電子行使を可能とすることにより、株主がその権利を適切に行使することができる環境の整備を図ります。

また、少数株主による少数株主権行使はもとより、少数株主以外による単独株主権の行使も含めて担当部門が窓口となり適切に対応します。

2. 当社は、株主はその持分に依りて平等であると認識するとともに、株式会社東京証券取引所に届け出た相当数の独立役員が、その専門的な知識と豊富な経験に基づき経営陣、主要株主から独立した立場で様々なステークホルダーの意見を取締役に適切に反映させることにより、

株主の実質的な平等性を確保します。

3. 当社は、経営戦略の一環において持続的な成長と中長期的な企業価値の向上のために必要と判断する場合を除き、原則として、安定株主対策を目的として保有する上場株式、いわゆる政策保有株式を保有しません。

当社が、政策保有株式を保有することとなった場合には、当社は、取締役会で毎年定期的に、主要な政策保有株式について、そのリターンとリスクなどを踏まえた中長期的な経済合理性や将来の見通しを踏まえ、保有の開始あるいは継続について検証・判断します。

政策保有株式に係る議決権の行使については、議案の趣旨および内容に沿って、当社および投資先の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上に資するものであるかを総合的に判断し、適切に行使していくものとします。

4. 当社は、買収防衛策を導入する場合、経営陣・取締役会の保身を目的としないことは当然のこと、その導入・運用にあたっては必要性・合理性を取締役会で慎重に審議し、さらに独立役員を中心とした社外取締役や利害関係のない第三者によって構成される「第三者委員会」等の意見を踏まえて決定します。また必要に応じて、株主総会に諮り承認を得た上で実行することも検討します。

5. 当社は、「関連当事者の開示に関する会計基準」等に基づき、関連当事者との取引の有無や当該取引の重要性を確認し、開示対象となる取引がある場合には開示を行います。取締役の利益相反取引については、法令に従い、取締役会の承認を受けて実施します。

【原則1 - 7 関連当事者間の取引】

当社は、「株主の権利・平等性の確保に関する方針」を策定、実行しており、この中で以下を規定しております。

5. 当社は、「関連当事者の開示に関する会計基準」等に基づき、関連当事者との取引の有無や当該取引の重要性を確認し、開示対象となる取引がある場合には開示を行います。取締役の利益相反取引については、法令に従い、取締役会の承認を受けて実施します。

なお、【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】に記載の事情により、本報告書の更新日現在、「独立社外取締役」の不在に伴い、とりわけZホールディングス株式会社(旧ヤフー株式会社)との取引に関しては、取締役会による監督機能が必ずしも十分に発揮されない可能性があります。

【原則2 - 6 企業年金のアセットオーナーとしての機能発揮】

当社においては、本報告書の更新日現在、企業年金に該当するものではありません。

【原則3 - 1 情報開示の充実】

当社は、「アスクル ディスクロージャーポリシー」を策定、実行しており、その内容は以下のとおりです。

「アスクル ディスクロージャーポリシー」

当社は、株主、投資家に対する、経営に関する事項、事業活動状況等の企業情報(以下、「企業情報」といいます)の開示については、関係法令に従い、積極的かつ公正に行います。

企業情報は、常に正確性を確保し、必要な場合は機密保持の必要性を考慮し、適切な時期、方法により開示します。財務・税務会計に関する記録および報告は、その信頼性の確保のために、一般に公正妥当と認められる企業会計の基準、関係法令および社内規程等に従い、適正な会計処理を行うものとし、不正確な記録・虚偽の記録を作成しないものとします。取締役、監査役、社員、契約社員、パートタイマーの方々の一人ひとりの担当職務、業務に関する記録および報告についても、関係する法令および社内規程等に従って正確かつ誠実に作成し、不正確な記録・虚偽の記録を作成しないものとし、理解しやすい表記に努めます。開示すべき情報としては、法令で開示を要求されているもののほか、企業理念・各方針、リスク、ガバナンスや、環境活動・社会貢献活動等社会とのかかわりに関する事項(いわゆるESG要素)などの非財務情報についても、積極的な開示を行います。

また、海外投資家等の比率を踏まえて、主に株式会社東京証券取引所の定める有価証券上場規程上、開示が求められ、かつ株主に資する会社情報については、英訳後速やかにTDnetや自社の英語版ウェブサイトへ開示します。

当社は、情報開示を重要な経営責任の一つであると認識し、株主、投資家等にとってわかりやすく、情報として有用性の高いものとなるように努めます。

【原則3 - 1(1) 会社の目指すところ(企業理念等)や経営戦略、経営計画】

当社は、創業以来築きあげてきた、アスクルが永続的に成長するために必要な考え方や行動の原点として「ASKUL WAY」を策定しており、企業理念として「お客様のために進化する-Innovate for Customer-」を掲げ、社内イントラネットおよび当社ウェブサイトに掲載・開示しています。

創業当時から、私たちはどうしたらお客様に喜んでいただけるか、そしてそのために自分たちはどのようにあるべきか、いつも模索し続けてきました。

私たちが目指しているのは、お客様と社会にとって必要なものを、もっとも望ましいかたちでご提供すること。そのために、アスクルは常にお客様の声を聴きながら商品、サービスの内容、システム、そして私たち自身をたえず進化させています。そのことが、お客様のために圧倒的な価値を創造することにつながっていくという考えに基づき、アスクルはいつも、お客様のために進化することを、すべての原点にしています。

「ASKUL WAY」は、企業理念、ミッション、マインド(価値観)、プリンシプル(行動原則)で構成されており、その概要は以下のとおりです。

企業理念

「お客様のために進化する」

ミッション

「いつでも、どこでも、誰にでも、欲しいものを欲しいときにお届けする革新的生活インフラを最もエコロジーなかたちで実現する。」

マインド(価値観)

「お客様に、社会に、働く仲間、最高のHAPPY(価値)を。」

- ・お客様志向であること
- ・社会最適を目指すこと
- ・働く仲間とともに成長すること

プリンシプル(行動原則)

- ・変革のため、スピードをもってチャレンジする
- ・謙虚さと誇りを忘れず、ひたむきに取り組む
- ・個はチームを尊重し、チームは個を尊重する
- ・Diversity for Vitality 多様性を会社と社員の相互成長とイノベーションの活力とする

・高い倫理観をもって、社会の一員として、社会的責任を果たす

「ASKUL WAY」の詳細は、当社ウェブサイトをご参照ください。
(<http://www.askul.co.jp/kaisya/company/dna.html>)

また、当社の経営の基本方針、経営戦略および経営計画については、当社の「第56回定時株主総会招集ご通知」(23ページ)に記載、開示しております。

(<https://pdf.irpocket.com/C2678/Uxy1/dJ1G/TjN3.pdf>)

【原則3-1(2) コーポレートガバナンスに関する基本的な考え方と基本方針】

当社は、「お客様のために進化する」という企業理念に基づき、お客様、株主・投資家、パートナー企業、社員、その他、社会の様々なステークホルダーの声に耳を傾けるとともに、社会的意義のある新たな価値を創造し続けることで、様々な社会の課題解決に寄与したいと考えております。そのために、コンプライアンス経営をさらに徹底し、透明・公正かつ迅速・果敢な意思決定を図ることで、持続的な成長と中長期的な企業価値の向上に努め、コーポレートガバナンスの充実に取り組んでまいります。

【原則3-1(3) 取締役会が取締役・経営陣幹部の報酬を決定するに当たっての方針と手続】

当社の取締役会が取締役・経営陣幹部の報酬を決定するに当たっての方針と手続は以下のとおりです。

取締役・経営陣幹部の報酬について

当社の取締役・経営陣幹部の報酬を決定するに当たっての方針と手続は、以下のとおりです。

当社の取締役・経営陣幹部の報酬は、毎月一定額を支給する月次報酬、中期インセンティブとしての譲渡制限付株式報酬(業績条件付)で構成され、月次報酬は、市場水準や期待する役割を反映して取締役・経営陣幹部ごとに決定される「基本報酬」をベースに「業績連動要素」によって増減して決定される仕組みとしております。

「業績連動要素」は、前事業年度のBtoC事業の売上高を含むeコマース流通総額・営業利益等の業績を総合的に考慮して決定されるものであり、社外取締役とそれ以外の取締役に区分して「基本報酬」が決定されることとなります。

また、当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブとして株主の皆様との一層の価値共有を進めることを目的とし、「譲渡制限付株式報酬(業績条件付)」制度を導入しております。譲渡制限付株式報酬(業績条件付)の付与に際しては、取締役がより高い目標を達成し、当社グループを大きく発展させることに資するようにするため、一定の業績条件達成を譲渡制限解除の要件とすることを基本的方針としております。譲渡制限付株式報酬(業績条件付)の付与金額および株式数については、譲渡制限付株式報酬(業績条件付)の付与金額が月次報酬(年額)の20%相当額となる額をベースとし、役職、期待する役割および株価の動向等を勘案し「指名・報酬委員会」にて審議し取締役会で決定しております。なお、2019年5月期において取締役に付与した譲渡制限付株式報酬(業績条件付)の内容は、以下のとおりです。業績条件に係る業績数値に、EBITDAおよびBtoC事業に係る流通総額を採用しているのは、将来の成長に必要な投資は積極的に行いながら、収益性の改善を伴ったBtoC事業の拡大・成長を中長期的な目標としていることを理由としております。

(譲渡制限付株式報酬(業績条件付)の内容)

(1)譲渡制限期間

2018年8月31日～2021年8月30日

(2)業績条件(2019年5月期から2021年5月期までの3事業年度のいずれかの期において、当社が提出した各事業年度に係る有価証券報告書又は通期の決算短信に記載された業績数値として、以下の(a)及び(b)に係る条件が同時に達成されたこと)

(a) EBITDAが145億円を超過していること

(b) BtoC事業に係る流通総額が1,000億円を超過していること

なお、上記業績条件に関する第56期(2019年5月期)の実績は、(a) EBITDA 109億52百万円、(b) BtoC事業に係る流通総額668億15百万円となっており、第56期(2019年5月期)での業績条件達成には至りませんでした。

取締役の報酬の方針、基本報酬、新たに発行する譲渡制限付株式報酬における譲渡制限解除の業績条件等については、毎年検証を行うとともに、必要に応じて見直しを図ります。

< 役員の報酬決定に関する株主総会決議の内容 >

取締役の報酬限度額は、2016年8月3日開催の第53回定時株主総会において年額8億円以内(ただし、使用人分報酬を含まない。当該決議時点の取締役の員数は10名。)と決議いただいております。また、2018年8月2日開催の第55回定時株主総会において、取締役の譲渡制限付株式に関する報酬等として支給する金銭報酬債権の総額は、当該報酬限度額(年額8億円)の範囲内にて、年額1億60百万円以内(うち社外取締役分は年額40百万円以内。当該決議時点の取締役の員数は10名、うち社外取締役5名。)と決議いただいております。

監査役の報酬限度額は、2001年8月10日開催の第38回定時株主総会において年額80百万円以内(当該決議時点の監査役の員数は4名。)と決議いただいております。

< 役員の報酬等の額の決定過程における取締役会等の活動内容 >

当社は、当社および当社グループの適切な経営体制の構築および経営の透明性の確保に資することを目的に、取締役会の任意の常設諮問機関として、「指名・報酬委員会」を設置しております。

取締役の報酬の方針については、独立役員が委員の過半を占める「指名・報酬委員会」にて審議し、取締役会にて決定しております。

取締役の個別の報酬額については、「指名・報酬委員会」にて審議のうえ、取締役会の決議により取締役の個別の報酬額の決定について一任を受けた代表取締役社長が、株主総会の決議および取締役会の決議による委任の範囲内で、「指名・報酬委員会」の意見を尊重して決定しております。

「指名・報酬委員会」は、取締役会の諮問機関として、代表取締役社長、顧問弁護士ならびに独立役員に指定された社外取締役および社外監査役の中から、取締役会にて選任された委員により構成され、取締役、監査役ならびに重要な役職員の選任および解任に関する事項、取締役の主要担当領域(代表取締役の選定を含む。)、報酬における基本方針・個別報酬等について、取締役会に答申しております。なお、第56期(2019年5月期)の「指名・報酬委員会」は、合計11回開催され、取締役の報酬の方針等に関する審議を行いました。

なお、第57期(2020年5月期)の取締役の報酬については、【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】に記載の事情により、当該取締役報酬を決定すべき時点において、「独立社外取締役」が不在であり、またこれに伴い「指名・報酬委員会」が組成・運営できておらず、上記の「取締役・経営陣幹部の報酬を決定するに当たっての方針と手続」を実施できない状況であったため、市場水準および期待する役割を反映し、取締役会にて決定しております。

【原則3-1(4) 取締役会が経営陣幹部の選解任と取締役・監査役候補の指名を行うに当たっての方針と手続】

取締役会・監査役会の構成について

当社の取締役会は、多様性に配慮しつつ、事業に関する知見・専門知識・経験・能力等バックグラウンドが異なる多様な取締役で構成するものとします。

取締役会の員数は、定款の定めに従うものとし、以下の観点を踏まえ、取締役会の機能が最も効果的かつ効率的に発揮できる適切な員数とします。

・経営の意思決定・監督において、十分な多様性を確保できること

・取締役会において、実質的かつ十分な審議が図られること

これらにより、取締役会が経営の重要な意思決定および監督機能において実効的な役割を果たすにあたって、取締役会全体としての知識・経験・能力のバランスおよび多様性の確保と、適正な規模の両立を図るものとします。

また、当社は、社外での豊富な経験、高い見識・幅広い知見や深い専門性を当社の経営に活かすとともに、独立した客観的な立場からの経営の監督の実効性を確保・強化し、経営の透明性の向上を図るため、独立社外取締役を複数名選任するものとします。

当社の監査役会の構成としては、常勤監査役を1名以上選任するとともに、独立社外監査役を複数名選任するものとします。

監査役の員数は、定款の定めに従うものとし、取締役の職務執行の監査が最も効果的かつ効率的に発揮できる適切な員数とします。また監査役の選任にあたっては、適切な経験・能力および必要な財務・会計・法務に関する知識を有する者を選任するものとし、うち1名以上は、財務・会計に関する十分な知見を有している者を選任するものとします。

指名・選解任を行うにあたっての方針と手続

当社の取締役会が取締役・監査役候補の指名と経営陣幹部の選解任を行うに当たっての方針と手続は以下のとおりです。

「取締役候補の指名・経営陣幹部の選解任を行うに当たっての方針と手続」

当社の取締役候補・経営陣幹部については、以下を備えている人材であることを条件とします。

・優れた人格、見識、能力および豊富な経験とともに、高い倫理観を有している者

・当社の企業理念・文化を理解し、共有できる人材であること

なお、候補の選定に当たっては、取締役会の構成の多様性を考慮し、その時々々の経営の状況に応じて、多様な視点による監督が行われることが事業の推進・拡大、適切な監督に資するとの認識に立ち、当社取締役候補者として最適な人材を選定します。

当社の全ての取締役は、毎年、株主総会決議による選任の対象とされます。

取締役(補欠取締役を含む。)の候補者、経営陣幹部は、独立役員が委員の過半を占める「指名・報酬委員会」における公正、透明かつ厳格な審査および答申を経た上で、取締役会で決定されます。

なお、当社の取締役による、他の上場会社の取締役または、監査役の兼任については、当社取締役としての業務のために必要な時間を費やしその責務を遂行するに当たって合理的な範囲に留めるものとします。

経営陣幹部の解任に当たっては、経営陣幹部が、上記に記載する経営陣幹部に求める人材の条件から逸脱する状況に該当する等の事態に至った場合、独立役員が委員の過半を占める「指名・報酬委員会」における公正、透明かつ厳格な審査および答申を経た上で、取締役会で決定されます。このほか、本人からの辞任の申告、当社の組織変更および役割・担当の変更に伴い、取締役会で決定されます。なお、取締役の解任を伴う場合は、上記に加え株主総会でも決議するものとします。

「監査役候補の指名を行うに当たっての方針と手続」

当社の監査役候補については、以下を備えている人材であることを条件とします。

・優れた人格、見識、能力および豊富な経験とともに、高い倫理観を有している者

・当社の企業理念・文化を理解し、共有できる人材であること

・適切な経験・能力および必要な財務・会計・法務に関する知識を有している者

なお、候補の選定に当たっては、監査役会の構成の多様性を考慮し、その時々々の経営の状況に応じて、多様な視点が必要な監査に資するとの認識に立ち、当社監査役候補者として最適な人材を選定します。

また、当社の監査役のうち1名以上は、財務・会計に関する十分な知見を有している者であるものとします。

監査役(補欠監査役を含む。)の候補者は、独立役員が委員の過半を占める「指名・報酬委員会」における公正、透明かつ厳格な審査および答申並びに監査役会の同意を経た上で、取締役会で決定されます。

なお、当社の監査役による、他の上場会社の取締役または、監査役の兼任については、当社監査役としての業務のために必要な時間を費やしその責務を遂行するに当たって合理的な範囲に留めるものとします。

当社の「取締役会・監査役会の構成」について、および、「取締役会が取締役・監査役候補の指名と経営陣幹部の選解任を行うに当たっての方針と手続」は以上の通りですが、【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】に記載の事情により、本報告書の更新日現在、「独立社外取締役」が不在のため、上記の方針の一部を実施できておりません。

【原則3-1(5) 経営陣幹部の選解任、取締役・監査役候補の指名を行う際の、個々の選解任・指名についての説明】

当社においては、社外取締役・社外監査役以外の取締役・監査役を含めた、全ての取締役・監査役の候補者について、その者を候補者とした理由を、株主総会招集通知のそれぞれの選任議案において記載・開示しております。

当社の「第56回定時株主総会招集ご通知」(5ページ～16ページ)に記載、開示しておりますのでご参照ください。

(<https://pdf.irpocket.com/C2678/Uxy1/dJ1G/TjN3.pdf>)

【補充原則4-1-1 経営陣に対する委任の範囲】

当社は、業務執行の監督、経営上の重要事項および企業戦略等の方針決定の機能を担う取締役会においては、事業計画等の経営の基本方針その他の経営上の重要事項、ならびに法令、定款により取締役会が決定すべきこととされている重要な業務執行の意思決定を行うこととしており、取締役会への付議事項を、「取締役会規程」において定めています。

上記の「取締役会規程」により取締役会が決定すべきこととされている事項以外の事項に関する意思決定およびその執行は、「経営会議規程」および「職務権限規程」において、マネジメントの各階層に対する委任の範囲を具体的に規定しています。経営上重要な事項(経営計画、人事・組織、投融资等)については取締役会に付議し、その他の法令上可能な業務執行の決定は、CEOでもある代表取締役社長および業務執行取締役で構成する経営会議(一部については経営会議での審議を経て代表取締役社長が最終決定)に委任しています。

【原則4 - 9 独立社外取締役の独立性判断基準及び資質】

「独立性判断基準」について

当社は、「独立役員指定ガイドライン」を決議しており、以下の事項の全てに該当しない場合、原則として、独立役員に指定するものとしております。

- a. 現在および過去において、当社、当社の子会社、当社の親会社および兄弟会社の業務執行者に該当する者。
- b. 現在および過去において、当社を主要な取引先とする者若しくはその業務執行者又は当社の主要な取引先若しくはその業務執行者に該当する者。
- c - 1. 現在、当社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタントや士業、会計監査人、顧問税理士又は顧問弁護士。(当該財産を得ている者が法人・組合等の団体である場合は、当該法人・組合等に所属する者全てが該当し、業務上、本人が当社を直接担当しているかどうかを問わない。)
- c - 2. 株主総会(定時・臨時を問わない)上程議案として当該役員を選任する旨を決定する取締役会決議日から過去5年以内(5年ちょうどは含まない)に、当社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ていたコンサルタントや士業、会計監査人、顧問税理士又は顧問弁護士。(当該財産を得ていた者が法人・組合等の団体であった場合は、過去に当社を直接担当した者に限る。)
- d. 現在および過去において、当社の主要株主である者。(当該主要株主が法人・組合等である場合には、当該法人・組合等の業務執行者、または過去に業務執行者であったものを含む。)

【補充原則4 - 11 - 1 取締役会の全体としての知識・経験・能力のバランス、多様性及び規模に関する考え方】

当社の取締役会の全体としての知識・経験・能力のバランス、多様性及び規模に関する考え方については、「原則3 - 1(4) 取締役会が経営陣幹部の選解任と取締役・監査役候補の指名を行うに当たっての方針と手続」において、以下のとおり、記載・開示しております。

取締役会の構成について

当社の取締役会は、多様性に配慮しつつ、事業に関する知見・専門知識・経験・能力等バックグラウンドが異なる多様な取締役で構成するものとします。

取締役会の員数は、定款の定めに従うものとし、以下の観点も踏まえ、取締役会の機能が最も効果的かつ効率的に発揮できる適切な員数とします。

・経営の意思決定・監督において、十分な多様性を確保できること

・取締役会において、実質的かつ十分な審議が図られること

これらにより、取締役会が経営の重要な意思決定および監督機能において実効的な役割を果たすにあたって、取締役会全体としての知識・経験・能力のバランスおよび多様性の確保と、適正な規模の両立を図るものとします。

また、当社は、社外での豊富な経験、高い見識・幅広い知見や深い専門性を当社の経営に活かすとともに、独立した客観的な立場からの経営の監督の実効性を確保・強化し、経営の透明性の向上を図るため、独立社外取締役を複数名選任するものとします。

しかしながら、【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】に記載の事情により、本報告書の更新日現在、「独立社外取締役」が不在のため、上記の方針の一部を実施できていない状況となっております。

【補充原則4 - 11 - 2 役員の兼任について】

当社は、取締役および監査役が他の会社の役員等を兼任する場合には、当社役員としての役割・責務を適切に遂行するために必要となる時間・労力を確保できることが前提であると考えており、兼任についても適切な数であるのがふさわしいと考えております。

なお、本報告書の更新日現在、当社の取締役、監査役の重要な兼職の状況は、以下のとおりとなっております。

代表取締役社長 吉岡晃
株式会社チャーム 代表取締役会長

社外取締役 小澤隆生
Zホールディングス株式会社 取締役 専務執行役員(コマース領域管掌)
小澤総合研究所 所長
株式会社ユーザーローカル 社外取締役
バリューコマース株式会社 取締役

社外監査役 安本隆晴
安本公認会計士事務所 所長
株式会社ファーストリテイリング 社外監査役
株式会社リンク・セオリー・ジャパン 監査役
株式会社FRONTEO 社外監査役

社外監査役 北田幹直
森・濱田松本法律事務所 客員弁護士
王子ホールディングス株式会社 社外監査役
株式会社横河ブリッジホールディングス 社外取締役
双日株式会社 社外監査役
公益財団法人アジア刑政財団 理事長

社外監査役 渡辺林治
リンジーアドバイズ株式会社 代表取締役社長
株式会社自重堂 社外取締役
株式会社カワチ薬品 社外取締役

【補充原則4 - 11 - 3 取締役会全体の実効性に関する分析・評価の結果の概要】

リスク担当取締役兼「CSR委員会」委員長が全取締役および監査役に対して、取締役会の構成、取締役会の運営状況、社外取締役に対する支援体制、各役員への自己評価、意思決定プロセス、対外的なコミュニケーション等について、2019年6月にアンケートを実施し、その分析結果等を基に、取締役会全体の実効性について、評価を実施しました。

今回の評価結果では、2018年6月の評価結果と同様に、取締役会を構成するメンバーは、(1)多様性を備えており、効果的かつ適切な経営監督機能を確保できている、(2)それぞれの知見や経験等を活かして、活発で建設的な審議が行われている等の結果から、取締役会の責務・役割を実効的に果たしていると評価いたしました。今後の課題として、独立役員の増員、女性の社外取締役選任等について、検討してまいります。

また、取締役会の運営については、議論すべきテーマ、上程する議案、特に経営戦略などの重要なテーマへの時間配分、資料の事前配布・わかりやすさ等に引き続き課題が見受けられたため、取締役会議長、リスク担当取締役兼「CSR委員会」委員長および取締役会事務局が中心となり、今後も継続して改善に取り組んでまいります。

以上は、【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】に記載の事情が発生する前に行われた評価に基づくものでありますところ、当該事情も勘案の上、コーポレート・ガバナンス体制の再構築に向けて、引き続き、適切かつ速やかに対応を図ってまいります。

【補充原則4 - 14 - 2 取締役・監査役に対するトレーニングの方針】

当社は、取締役・監査役が会社の事業・財務・組織等に関する必要な知識を習得し、取締役・監査役に求められる役割と責務(法的責任を含む)を十分に理解するため、就任時に機会を提供すると共に、これらを継続的に更新する機会を提供します。

社外取締役・社外監査役へは、就任時に個別研修プログラムを実施するほか、主に事業活動や経営環境、企業理念、コーポレートガバナンスに関する事項および各種役員関連規程等についての説明や、必要に応じて物流センター等の主要事業所見学等を行います。

また、社内取締役・社内監査役へは、就任時に個別研修プログラムを実施するほか、会社法、コーポレートガバナンス、コンプライアンス等に関する知識に加え、幅広い人格・見識・素養・知識・スキル習得のための研修機会を提供します。

【原則5 - 1 株主との建設的な対話に関する方針】

当社は、「株主との建設的な対話に関する方針」を策定し、実行しております。その内容は以下のとおりです。

「株主との建設的な対話に関する方針」

当社における株主との対話については、IR担当部門の本部長が責任者となり、代表取締役社長、担当取締役、担当執行役員等と対応方法を検討し、適切に対応します。

また、株主との対話を補助するための社内の方策として、情報開示担当役員である情報取扱責任者が委員長となり、主に管理部門の責任者で構成される「情報開示委員会」を設置し、適時開示、株式会社東京証券取引所の定める有価証券上場規程上、開示が求められる会社情報等について審議、必要事項の決定を行います。これに加えて、決算等の開示・説明の際にはIR担当部門が主となって、代表取締役社長、担当取締役、担当執行役員、経営企画部門、経理部門、総務部門、法務部門、その他関係部門と会議を行い、各々の専門的見地に基づく意見交換を行いつつ連携して株主との対話の対応・支援を行います。

株主との実際の対話の対応者については、株主の意向に可能な範囲で対応し、原則として、代表者、取締役、経営陣幹部、執行役員が対応するものとします。

その他、株主への情報提供については、個人投資家向け説明会、機関投資家向け説明会、海外IR、TDnetや自社のウェブサイトにおける情報開示等の実施により、当社の経営戦略や事業環境に関する理解を深めていただけるよう努めます。

株主・投資家とのコミュニケーション結果、当社の株主構成や動向は、株主やアナリスト・投資家から寄せられた意見とともに、毎四半期、経営会議において、また、年2回(第2四半期および第4四半期終了後)、取締役会において報告・共有し、当社経営戦略のレビュー等に積極的に活用します。

対話に際してのインサイダー情報の管理は、以下のとおり徹底します。

- (1) 全社員が毎年1回定期的にインサイダー情報の管理についての教育を受講する。
- (2) 対話に当たっては原則として2名以上で対応する。
- (3) 決算日翌日から決算発表日までの期間は、沈黙期間としてIR担当部門と株主・投資家との当該決算に関する対話を控える。

2. 資本構成

外国人株式保有比率

10%以上20%未満

【大株主の状況】 更新

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
ヤフー株式会社(現Zホールディングス株式会社) (「2. 資本構成」は、2019年5月20日現在で記載しております。)	23,028,600	45.13
プラス株式会社	5,935,700	11.63
MSIP CLIENT SECURITIES	2,738,019	5.37
JPMC OPPENHEIMER JASDEC LENDING ACCOUNT	2,452,841	4.81
モルガン・スタンレーMUF証券株式会社	1,528,850	3.00
SSBTC CLIENT OMNIBUS ACCOUNT	1,173,737	2.30
岩田 彰一郎	910,054	1.78
今泉 英久	796,400	1.56
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	791,500	1.55
今泉 忠久	790,400	1.55

支配株主(親会社を除く)の有無	
親会社の有無	なし

補足説明

当社は、自己株式を4,235,634株保有しておりますが、上記【大株主の状況】からは除外しております。また、上記【大株主の状況】の「割合(%)」は自己株式を控除して計算しております。

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 第一部
決算期	5月
業種	小売業
直前事業年度末における(連結)従業員数	1000人以上
直前事業年度における(連結)売上高	1000億円以上1兆円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社以上50社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与える特別な事情 更新

2019年8月2日開催の当社第56回定時株主総会における取締役選任議案において、主として支配的株主であるZホールディングス株式会社(旧ヤフー株式会社)および同社に同調するプラス株式会社による議決権行使の結果として、これまで独立社外取締役として当社のガバナンス体制の中核を担ってきた独立社外取締役候補者3名の再任が否決されたことに伴い、本報告書の更新日現在、当社において独立社外取締役が不在となっており、これに伴い「独立役員会」が組成・運営できておらず、筆頭独立社外取締役も選定できておりません。また、2019年9月12日開催の取締役会の決議で設置された(暫定)指名・報酬委員会は独立社外取締役を構成員に含まない暫定的なものであり、上記のとおり、当該委員会の任務は、原則として、本報告書の更新日現在欠員となっている独立社外取締役候補者案を取締役に答申することに限定されております。このため、「独立社外取締役」、「指名・報酬委員会」および「独立役員会」等を前提として従前構築しておりましたガバナンス体制としての一部方針・事項が実施できておらず、今後のコーポレート・ガバナンスの確保および内部統制の確保に懸念が生じる可能性があります。

また、当社と当社のその他の関係会社にあたるZホールディングス株式会社(旧ヤフー株式会社)との関係に関しては、同社と利害関係のない社外役員による経営のモニタリング体制を充実させ、牽制機能を強化することにより、業務の適正を確保することとしておりました。

しかしながら、【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】に記載の事情により、本報告書の更新日現在、「独立社外取締役」の不在に伴い、かかる適正の確保に懸念が生じる可能性があります。

当社としては、「経営陣・支配株主から独立した立場」での利益相反の監督、取締役会への適切な意見の反映といった「独立社外取締役」の役割の重要性に鑑み、(暫定)指名・報酬委員会の下、「独立社外取締役」の選任を含めたコーポレート・ガバナンス体制の再構築に向けて、引き続き、適切かつ速やかに対応を図ってまいります。

経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社
------	---------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	10名
定款上の取締役の任期	1年
取締役会の議長	社長
取締役の人数 更新	5名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数 更新	1名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	0名

会社との関係(1) 更新

氏名	属性	会社との関係()												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k		
小澤 隆生	他の会社の出身者													

会社との関係についての選択項目

本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「」、 「過去」に該当している場合は「」

近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「」、 「過去」に該当している場合は「」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- c 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- h 上場会社の取引先(d、e及びiのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- k その他

会社との関係(2) 更新

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
小澤 隆生		社外取締役の小澤隆生氏は、当社の大株主であるZホールディングス株式会社の取締役 専務執行役員です。	小澤隆生氏は、インターネットビジネス、eコマースの分野における高い見識・幅広い知見を有するとともに、企業経営および社会的活動を目的とした公益法人等のマネジメント経験を有しております。

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無	あり
----------------------------	----

任意の委員会の設置状況、委員構成、委員長(議長)の属性

	委員会の名称	全委員(名)	常勤委員(名)	社内取締役(名)	社外取締役(名)	社外有識者(名)	その他(名)	委員長(議長)
指名委員会に相当する任意の委員会	(暫定)指名・報酬委員会	5	0	1	0	2	2	社外有識者
報酬委員会に相当する任意の委員会	指名・報酬委員会	0	0	0	0	0	0	なし

補足説明

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】に記載の事情により、現状、2019年9月12日開催の取締役会の決議に基づき(暫定)指名・報酬委員会が設置されており、同月16日に開催された第1回の(暫定)指名・報酬委員会において、当該委員会の任務は、本報告書の更新日現在欠員となっている独立社外取締役候補者案を取締役に答申することである旨、および当該委員会の各委員の任期は臨時株主総会で新たな独立社外取締役が選任された時点までとする旨が確認されております。

「社外有識者」に該当する委員は、いずれも、過去において当社の顧問弁護士を含め契約関係にあったことはなく、当社と一切の利害関係がない独立性のある顧問弁護士であります。当該各委員との間で締結した顧問契約に定めた委任内容の概要は以下のとおりです。

- ・当社は当該各委員に対し、「顧問弁護士」として指名・報酬委員会の委員への就任を委任すること
- ・当該各委員は、会社法、コーポレートガバナンス・コードおよびグループ・ガバナンス・システムに関する実務指針(グループガイドライン)等の趣旨を尊重して、中立・公正な立場で業務を行うこと
- ・当該各委員は、当社の業務執行に対する助言等は行わないこと
- ・当該各委員の任期は、(暫定)指名・報酬委員会が取締役候補者案を取締役に答申し、当該内容に従った取締役候補者全員が株主総会で選任され、就任した時までとすること
- 「その他」に該当する委員は、独立役員に指定されている社外監査役であります。

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役員の員数	員数の上限を定めていない
監査役の人数	4名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

監査役は、監査の有効性、効率性を高めるため、会計監査人および内部監査部門と定期的な会合を実施し、積極的な連携を図っております。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の人数	3名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人数	2名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係()												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
安本 隆晴	他の会社の出身者													
北田 幹直	他の会社の出身者													
渡辺 林治	他の会社の出身者													

会社との関係についての選択項目

本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「」、 「過去」に該当している場合は「」

近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「」、 「過去」に該当している場合は「」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
- c 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- d 上場会社の親会社の監査役
- e 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- f 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- g 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- h 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- i 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)

- j 上場会社の取引先 (f, g及びhのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
k 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
l 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
m その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
安本 隆晴		社外監査役の安本隆晴氏が所長を務める安本公認会計士事務所との間で、当社商品の販売取引があります。	安本隆晴氏は、公認会計士としての専門的な見識と監査実務経験を持ち、社外監査役としての豊富な経験を有しております。また、左記の当社商品の販売取引は、取引金額は僅少であり、独立性に影響を及ぼす取引ではないため、独立役員に指定しております。
北田 幹直		社外監査役の北田幹直氏が客員弁護士を務める森・濱田松本法律事務所(以下、「同事務所」という。)および社外取締役を務める株式会社横河ブリッジホールディングスとの間で、当社商品の販売取引があります。また、同事務所とは法律顧問の委任契約関係があります。	北田幹直氏は、法曹界で要職を歴任され、現在は社外取締役、社外監査役としての経験を有しているほか、弁護士としてコンプライアンス、危機管理分野における専門的な知見を有しております。なお、同氏は当社との間で法律顧問の委任契約関係にある森・濱田松本法律事務所に客員弁護士として所属しておりますが、当社から森・濱田松本法律事務所に委任した案件に関与したことはございません。ただし、当社は、独立役員とのさらなる独立性の明確化を図るため、当社独自の独立役員指定ガイドライン(以下、当社ガイドライン)を定めております。当社ガイドラインでは、「h. 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家又は法律専門家」に関連して、「当該財産を得ている者が法人・組合等の団体である場合は、当該法人・組合等に所属する者全てが該当し、業務上、本人が当社を直接担当しているかどうかを問わない。」と規定し、本規定に該当する者を独立役員に指定しないこととしております。従って、当社は同氏を独立役員に指定しておりません。
渡辺 林治		社外監査役の渡辺林治氏が代表取締役を務めるリンジーアドバイザー(株)および社外取締役を務める(株)カワチ薬品との間で、当社商品の販売取引があります。また、社外取締役を務める(株)自重堂との間で当社商品の販売取引および作業服・ワークウェア等の継続的な商品の仕入取引があります。	渡辺林治氏は、国際金融についての豊富な経験を有しており博士(商学)も取得され、特に小売業の経営会計学に関する専門的な見識を有し他社の社外取締役としても活躍しております。当社取締役会および監査役会においてもこれらの経験、知見を活かし、コーポレート・ガバナンス等に関して積極的に意見しており、客観的かつ公正な立場で取締役の職務の執行を監査できると判断しております。また、左記の当社商品の販売取引および継続的な商品の仕入取引は、いずれも取引金額は僅少であり、独立性に影響を及ぼす取引ではないため、独立役員に指定しております。

【独立役員関係】

独立役員の数	2名
--------	----

その他独立役員に関する事項

当社は、「コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示」(4-9 独立社外取締役の独立性判断基準及び資質)において記載の、当社が定める「独立役員指定ガイドライン」において独立役員の資格を充たす社外役員の全てを独立役員に指定しております。

なお、【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】に記載の事情により、本報告書の更新日現在、「独立社外取締役」が不在となっております。

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	業績連動報酬制度の導入、ストックオプション制度の導入
---------------------------	----------------------------

該当項目に関する補足説明

【報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容】をご参照ください。

ストックオプションの付与対象者

社内取締役、社外取締役、社内監査役、社外監査役、従業員、子会社の取締役、子会社の監査役、子会社の従業員

該当項目に関する補足説明

当社および当社子会社の取締役、監査役、従業員に対して長期インセンティブとして、ストックオプションを付与しております。

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況

個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明 **更新**

招集通知等において取締役、監査役に対する報酬総額をそれぞれ社内・社外別に開示しております。また報酬等の総額が1億円以上である取締役がいる場合には、有価証券報告書における個別開示を行うこととしております。

第56期(2018年5月21日から2019年5月20日まで)における取締役及び監査役の報酬等の額は以下のとおりであります。

【役員区分ごとの報酬等の総額、報酬等の種類別の総額及び対象となる役員の員数】

取締役に支払った報酬217百万円、監査役に支払った報酬49百万円、計267百万円

第56期(2018年5月20日から2019年5月20日まで)の役員報酬(単位:百万円)

役員区分	報酬等の総額	固定報酬	業績連動報酬	譲渡制限付株式報酬	対象となる役員の員数
取締役(社外取締役を除く)	156	145	-	11	5名
社外取締役	61	57	-	3	5名
監査役(社外監査役を除く)	15	15	-	-	1名
社外監査役	34	34	-	-	3名
合計	267	252	-	15	14名

(注)

- 1 上記の株式報酬費用は、第56期(2019年5月期)に係る取締役10名に対する譲渡制限付株式報酬に係る費用計上額15百万円になります。
- 2 取締役の報酬等の総額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
- 3 上記の員数および報酬には、2019年8月2日開催の第56回定時株主総会最終時に退任した取締役(社外取締役を除く)1名分、社外取締役3名分が含まれております。
- 4 第56期末日時点における在籍人員は、取締役10名、監査役4名でありましたが、本報告書の更新日現在、取締役5名、監査役4名(内訳として、取締役(社外取締役を除く)4名、社外取締役1名、監査役(社外監査役を除く)1名、社外監査役3名)となっております。

【役員ごとの連結報酬等の総額等】

連結報酬等の総額が1億円以上である者が存在しないため、記載しておりません。

【使用人兼務役員の使用人給与のうち、重要なもの】

使用人兼務役員の使用人給与のうち重要なものがないため、記載しておりません。

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無

あり

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

当社の取締役の報酬を決定するに当たっての方針と手続は、以下のとおりです。

当社の取締役の報酬は、毎月一定額を支給する月次報酬、中期インセンティブとしての譲渡制限付株式報酬(業績条件付)で構成され、月次報酬は、市場水準や期待する役割を反映して取締役ごとに決定される「基本報酬」をベースに「業績連動要素」によって増減して決定される仕組みとしております。

「業績連動要素」は、前事業年度のBtoC事業の売上高を含むeコマース流通総額・営業利益等の業績を総合的に考慮して決定されるものであり、社外取締役とそれ以外の取締役に区分して「基本報酬」が決定されることとなります。

また、当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブとして株主の皆様との一層の価値共有を進めることを目的とし、「譲渡制限付株式報酬(業績条件付)」制度を導入しております。譲渡制限付株式報酬(業績条件付)の付与に際しては、取締役がより高い目標を達成し、当社グループを大きく発展させることに資するようにするため、一定の業績条件達成を譲渡制限解除の要件とすることを基本の方針としております。譲渡制限付株式報酬(業績条件付)の付与金額および株式数については、譲渡制限付株式報酬(業績条件付)の付与金額が月次報酬(年額)の20%相当額となる額をベースとし、役職、期待する役割および株価の動向等を勘案し「指名・報酬委員会」にて審議し取締役会で決定しております。

なお、2019年5月期において取締役に付与した譲渡制限付株式報酬(業績条件付)の内容は、以下のとおりです。業績条件に係る業績数値に、EBITDAおよびBtoC事業に係る流通総額を採用しているのは、将来の成長に必要な投資は積極的に行いながら、収益性の改善を伴ったBtoC事業の拡大・成長を中長期的な目標としていることを理由としております。

(譲渡制限付株式報酬(業績条件付)の内容)

(1)譲渡制限期間

2018年8月31日～2021年8月30日

(2)業績条件(2019年5月期から2021年5月期までの3事業年度のいずれかの期において、当社が提出した各事業年度に係る有価証券報告書又は通期の決算短信に記載された業績数値として、以下の(a)及び(b)に係る条件が同時に達成されたこと)

(a)EBITDAが145億円を超過していること

(b)BtoC事業に係る流通総額が1,000億円を超過していること

なお、上記業績条件に関する第56期(2019年5月期)の実績は、(a)EBITDA109億52百万円、(B)BtoC事業に係る流通総額668億15百万円となっており、2019年5月期での業績条件達成には至りませんでした。

取締役の報酬の方針、基本報酬、新たに発行する譲渡制限付株式報酬における譲渡制限解除の業績条件等については、毎年検証を行うとともに、必要に応じて見直しを図ります。

< 役員の報酬決定に関する株主総会決議の内容 >

取締役の報酬限度額は、2016年8月3日開催の第53回定時株主総会において年額8億円以内(ただし、使用人分報酬を含まない。当該決議時点の取締役の員数は10名。)と決議いただいております。また、2018年8月2日開催の第55回定時株主総会において、取締役の譲渡制限付株式に関する報酬等として支給する金銭報酬債権の総額は、当該報酬限度額(年額8億円)の範囲内にて、年額1億60百万円以内(うち社外取締役分は年額40百万円以内。当該決議時点の取締役の員数は10名、うち社外取締役5名。)と決議いただいております。

監査役の報酬限度額は、2001年8月10日開催の第38回定時株主総会において年額80百万円以内(当該決議時点の監査役の員数は4名。)と決議いただいております。

< 役員の報酬等の額の決定過程における取締役会等の活動内容 >

当社は、当社および当社グループの適切な経営体制の構築および経営の透明性の確保に資することを目的に、取締役会の任意の常設諮問機関として、「指名・報酬委員会」を設置しております。

取締役の報酬の方針については、独立役員が委員の過半を占める「指名・報酬委員会」にて審議し、取締役会にて決定しております。

取締役の個別の報酬額については、「指名・報酬委員会」にて審議のうえ、取締役会の決議により取締役の個別の報酬額の決定について一任を受けた代表取締役社長が、株主総会の決議および取締役会の決議による委任の範囲内で、「指名・報酬委員会」の意見を尊重して決定しております。

「指名・報酬委員会」は、取締役会の諮問機関として、代表取締役社長、顧問弁護士ならびに独立役員に指定された社外取締役および社外監査役の中から、取締役会で選任された委員により構成され、取締役、監査役ならびに重要な役職員の選任および解任に関する事項、取締役の主要担当領域(代表取締役の選定を含む。)、報酬における基本方針・個別報酬等について、取締役会に答申しております。なお、第56期(2019年5月期)の「指名・報酬委員会」は、合計11回開催され、取締役の報酬の方針等に関する審議を行いました。

なお、第57期(2020年5月期)の取締役の報酬については、【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】に記載の事情により、当該取締役の報酬を決定すべき時点において、「独立社外取締役」が不在であり、またこれに伴い「指名・報酬委員会」が組成・運営できておらず、上記の「取締役・経営陣幹部の報酬を決定するに当たっての方針と手続」を実施できない状況であったため、市場水準および期待する役割を反映し、取締役会にて決定しております。

【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】

社外取締役および社外監査役の専従スタッフは配置していませんが、秘書担当部門において秘書機能を担うとともに、法務部門が取締役会の事務局として関係部門と連携して適切な対応を図っております。なお、監査役の職務の補助については、必要に応じて内部監査部門、法務部門が適宜対応するほか、監査役より専従スタッフ配置の求めがあるときは監査役と協議の上、適切に対応します。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要) 更新

当社は監査役会設置会社形態を採用しております。

第56期(2019年5月期)末時点での、取締役は10名で、うち5名が社外取締役(うち、3名が独立役員)であります。取締役会では、経営戦略や新規事業の事業計画および重要な業務執行などの提案についても活発、かつ、有効な議論がなされておりました。第56期(2019年5月期)において、取締役会は、16回開催しました。監査役は4名で、うち3名が社外監査役(うち、2名が独立役員)であります。監査役会では、監査に関する重要な事項について報告を受け、協議を行い、または決議しております。第56期(2019年5月期)において、監査役会は、13回開催しました。

なお、【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】に記載の事情および社外取締役1名の逝去により、本報告書の更新日現在、取締役は5名で、うち1名が社外取締役(独立役員は0名)、監査役は4名で、うち3名が社外監査役(うち、2名が独立役員)となっております。

上記、取締役会、監査役会のほか、「1. 経営会議」「2. 独立役員会」「3. 指名・報酬委員会」「4. CSR委員会」「5. リスク・コンプライアンス委員会」「6. 労働安全衛生委員会」「7. 品質マネジメント委員会」「8. 情報開示委員会」を設けております。

1. 経営会議

CEO(吉岡晃 議長)、COO(吉田仁、木村美代子)、業務執行取締役(興水宏哲)およびCFO(玉井継尋)で構成され、各規程に基づき審議すべき業務執行に係る議案を精査し、付議しております。第56期(2019年5月期)においては、34回開催しました。

2. 独立役員会

当社および当社グループの事業およびコーポレート・ガバナンスに関する事項等について、経営の透明性・公正性を高める事を目的として、取締役会の議題に関わらず、幅広く自由に意見交換・議論をするために、年2回以上実施します。第56期(2019年5月期)においては3回開催しました。

ただし、【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】に記載の事情により、本報告書の更新日現在、「独立社外取締役」が不在であり、またこれに伴い「独立役員会」が組成できておりません。

3. 指名・報酬委員会

取締役会の諮問機関として、代表取締役社長、顧問弁護士および独立役員に指定された社外取締役、社外監査役の中から、取締役会で選任された委員により構成され、取締役、監査役ならびに重要な役職員の選任および解任に関する事項、取締役の主要担当領域(代表取締役の選定を含む。)、報酬における基本方針・個別報酬等について、取締役会に答申しております。第56期(2019年5月期)においては、11回開催しました。

ただし、【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】に記載の事情により、本報告書の更新日現在、「独立社外取締役」が不在であり、また、現状、2019年9月12日開催の取締役会の決議に基づき(暫定)指名・報酬委員会が設置されており、同月16日に開催された第1回の(暫定)指名・報酬委員会において、当該委員会の任務は、本報告書の更新日現在欠員となっている独立社外取締役候補者案を取締役に答申することである旨、および当該委員会の各委員の任期は臨時株主総会で新たな独立社外取締役が選任された時点までとする旨が確認されております。

なお、(暫定)指名・報酬委員会の委員は以下の通りであります。

委員長 國廣 正 (当社顧問弁護士())
落合 誠一 (当社顧問弁護士())
安本 隆晴 (当社独立社外監査役)
渡辺 林治 (当社独立社外監査役)
吉岡 晃 (当社代表取締役社長)

()國廣氏ならびに落合氏は、いずれも、過去において当社の顧問弁護士を含め契約関係にあったことはなく、当社と一切の利害関係がない独立性のある顧問弁護士であります。当該各委員との間で締結した顧問契約に定めた委任内容の概要は以下のとおりです。

- ・当社は当該各委員に対し、「顧問弁護士」として指名・報酬委員会の委員への就任を委任すること
- ・当該各委員は、会社法、コーポレートガバナンス・コードおよびグループ・ガバナンス・システムに関する実務指針(グループガイドライン)等の趣旨を尊重して、中立・公正な立場で業務を行うこと
- ・当該各委員は、当社の業務執行に対する助言等は行わないこと
- ・当該各委員の任期は、(暫定)指名・報酬委員会が取締役候補者案を取締役に答申し、当該内容に従った取締役候補者全員が株主総会で選任され、就任した時までとすること

4. CSR委員会

当社および当社グループの社会的責任を果たし、持続的成長と中長期的な企業価値の向上を図り、取締役会のガバナンス機能を補完することを目的として、CSRに関する課題や方針の審議、決定、および下記5～8.の各委員会のモニタリングを行っています。委員は、代表取締役(吉岡晃)、リスク担当取締役(吉田仁 委員長)を含む業務執行取締役(木村美代子、輿水宏哲)、社外取締役または社外監査役1名以上(安本隆晴 社外監査役)、および、下記5～8.の各委員会の委員長で構成されています。第56期(2019年5月期)においては、11回開催しました。

5. リスク・コンプライアンス委員会

当社および当社グループにおけるリスクを管理するとともに、法令や社内外の規則・規範を遵守し、適正な業務遂行を図ることを目的として、下記6.7.の各委員会での所管事項以外の事案に関するリスクおよびコンプライアンスの状況についての把握と対策に取り組んでいます。委員は、代表取締役(吉岡晃)、リスク担当取締役(吉田仁 委員長)を含む業務執行取締役(木村美代子、輿水宏哲)、および、社外取締役または社外監査役1名以上(北田幹直 社外監査役)で構成されています。第56期(2019年5月期)においては、11回開催しました。

6. 労働安全衛生委員会

当社および当社グループの労働安全と労働環境の向上を通じて、スタッフおよび従業員等の安全確保および心身の健康・向上、ならびに、生産性と士気の向上を図ることを目的として、労働安全衛生に関する状況の把握と対策に取り組んでいます。委員は、リスク担当取締役(吉田仁)を含む業務執行取締役(木村美代子、輿水宏哲)、監査役1名以上(今村俊郎)、人事担当本部長(小口巖 委員長)、物流、経営企画、法務、CSR、総務、経営企画担当部門の本部長、および内部監査の部門長で構成されています。第56期(2019年5月期)においては、12回開催しました。

7. 品質マネジメント委員会

当社および当社グループの取扱商品の品質向上および品質管理機能の強化を目的として、取扱商品の品質に関する状況の把握と対策に取り組んでいます。委員は、リスク担当取締役(吉田仁)を含む業務執行取締役(木村美代子、輿水宏哲)、社外取締役または社外監査役1名以上(安本隆晴 社外監査役)、商品事業担当の執行役員2名以上、品質マネジメント担当本部長(朋政輝樹 委員長)、物流、経営企画、法務、CSR担当部門の本部長、および内部監査の部門長で構成されています。第56期(2019年5月期)においては、11回開催しました。

8. 情報開示委員会

当社および当社グループの適切な情報開示により、経営の透明性を高めることを目的として、開示の決定をしております。委員は、情報取扱責任者(玉井継尋 委員長)、IR、広報、財務、経営企画、経理担当部門の本部長、統括部長および部長、ならびに、法務、CSR、総務、人事担当部門の本部長および統括部長等で構成されています。第56期(2019年5月期)においては、25回開催しました。

【監査の状況】

監査役監査の状況

監査役につきましては、本報告書の更新日現在4名、うち3名が社外監査役であります。また、監査役のうち1名は常勤監査役であります。なお、社外監査役の安本隆晴氏は公認会計士の資格を有しており、財務および会計に関する相当程度の知見を有しております。北田幹直氏は法曹界で要職を歴任され、豊富な経験と、弁護士としてコンプライアンス、危機管理分野における専門的な知見を有しております。また、渡辺林治氏は、国際金融についての豊富な経験を有しており、特に小売業の経営会計学に関する専門的な見識を有しております。監査役監査の手続きは以下のとおりです。

計画……前年度における監査結果および新年度の事業計画等を踏まえて、新監査年度における監査方針および監査計画を監査役会で協議の上、決定しております。

実施……監査計画に基づき、重要な会議に出席し職務の執行状況を把握するとともに、当社の代表取締役、取締役、執行役員等の幹部社員、および当社の主な子会社の取締役を対象に面談を実施し、監査を行っております。また、内部監査部門および監査法人との積極的な連携を図るため、定期的な会合を実施し、監査の有効性、効率性を高めております。

報告等……期末監査終了後、監査法人から監査報告書を受領し意見交換を行い、監査報告書を作成して、代表取締役社長に提出しております。また、定時株主総会に出席して監査報告を行っております。期中監査の実施過程で把握した問題点は、その都度取締役および関連部署の執行役員等に指摘し改善を求めています。また、代表取締役、監査法人との間で、それぞれ定期的な意見交換会を実施しております。

内部監査の状況

内部監査につきましては、代表取締役社長直轄の独立した部署である内部監査部門で責任者1名を含む5名により構成されております。内部監査部門において、コンプライアンスおよびリスク管理の観点から踏まえ各部門の業務遂行状況および部門横断的な業務プロセス、ならびに子会社監査を実施するとともに、内部統制の有効性を評価しております。内部監査の手続きは以下のとおりです。

計画……前年度における監査結果および新年度の事業計画等を踏まえて、新監査年度における監査方針を代表取締役社長承認の上、決定しております。決定した監査方針に基づき、重点監査目標と監査範囲、スケジュールを立案し、監査業務の分担を行うと共に、監査対象部門、監査項目、日程等を決定しております。

実施……決定した監査計画に基づき、業務プロセスや進捗状況の把握、承認申請書、契約書、取引記録などの書類の閲覧、監査対象部門および監査対象子会社の責任者等にヒアリングを行い、監査を実施しております。また実地棚卸等の立会による監査も行っております。

報告等……内部監査実施後に、監査報告書を作成し、代表取締役社長および監査役へ提出しております。内部監査実施過程で把握した問題点は、その都度、監査対象部門の責任者に指摘し、当該部門および監査対象子会社に改善報告書の提出を求め、改善報告書の確認とともに代表取締役社長および監査役へ報告しております。また、監査法人の期中および期末監査時に内部監査報告サマリーにより情報交換を行い、監査の有効性、効率性を高めております。

第56期(2018年5月21日から2019年5月20日まで)における会計監査の状況

a. 監査法人の名称

有限責任 あずさ監査法人

b. 業務を執行した公認会計士

指定有限責任社員 業務執行社員 穴戸 通孝

指定有限責任社員 業務執行社員 富田 亮平

c. 監査業務に係る補助者の構成

公認会計士9名 公認会計士試験合格者4名 その他6名

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

現状の体制として監査役設置会社形態を採用している理由としましては、社外監査役が監査役会の半数以上を占めており、独立性のある社外取締役と連携することで、経営に対する監査・監督機能は十分に機能するものと考え、当該体制を採用しているものであります。

しかしながら、[コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由]に記載の事情により、本報告書の更新日現在、「独立社外取締役」が不在であり、またこれに伴い「独立役員会」が組成・運営できておらず、当社のコーポレート・ガバナンス体制として不十分な状態であるとの認識です。

当社としては、「経営陣・支配株主から独立した立場」での利益相反の監督、取締役会への適切な意見の反映といった「独立社外取締役」の役割の重要性に鑑み、(暫定)指名・報酬委員会の下、「独立社外取締役」の選任を含めたコーポレート・ガバナンス体制の再構築に向けて、引き続き、適切かつ速やかに対応を図ってまいります。

株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

	補足説明
集中日を回避した株主総会の設定	当社の決算期は5月20日であり、集中日に関する配慮は不要であります。
電磁的方法による議決権の行使	当社の指定する議決権行使サイトにて、インターネットによる議決権行使を受付しております。
議決権電子行使プラットフォームへの参加その他機関投資家の議決権行使環境向上に向けた取組み	機関投資家向け議決権電子行使プラットフォームに参加し、投資家の利便性を考慮しております。
招集通知(要約)の英文での提供	招集通知(要約)の英訳版を作成し、ホームページに掲載しております。
その他	ホームページ上に招集通知等を掲載しております。

2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身による説明の有無
個人投資家向けに定期的説明会を開催	原則として年1回以上、説明会を開催しております。また証券会社の主催する個人投資家向け説明会にも参加しております。	なし
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	年に2回、第2四半期および期末時点において、決算説明会を実施し、代表者が説明しております。	あり
IR資料のホームページ掲載	当社に関しての開示したリリースをわかりやすいように時系列にて掲載しております。(URL https://www.askul.co.jp/kaisya/ir/)	
IRに関する部署(担当者)の設置	IR担当部門を設置して、専従スタッフがIR活動を行っております。	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	すべての当社の役職員が自らの業務を行う際に遵守すべき行動の基本ルールについて、倫理・行動規範「ASKUL CODE OF CONDUCT」に以下のとおり定めております。「当社を取り巻くステークホルダーとの関係において、法令及び同規程を含むすべての社内規程等を遵守し、健全で公正かつ透明性の高い活動を行います。海外で常設的に事業活動を行う場合は、それぞれの国の法令も遵守します。」また、これらについて、社内イントラネットに掲示し役職員への徹底を図っております。
環境保全活動、CSR活動等の実施	環境・社会活動の基本的な考え方や主な取組みを当社のホームページに開示しております。詳細は、 https://www.askul.co.jp/csr/ を参照ください。
ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定	前述の情報開示委員会の決定に基づき、お客様、株主・投資家、パートナー企業、社員等ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定をしております。「会社情報の適時開示に関する会社の基本方針・考え方」および「現状における適時開示体制の状況」については、「Ⅴ.その他 2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項」に詳細を記載しております。

内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況 更新

1. 基本的な考え方

当社は、会社法および会社法施行規則に基づき、当社の業務の適正を確保するため、当社の果たすべき社会的責任を認識し、コーポレート・ガバナンスの充実と同時に、コンプライアンス経営を徹底し、リスク管理の観点から、各種リスクを未然に防止する内部統制システムを構築します。

2. 整備状況

当社は、会社法および会社法施行規則に定める「業務の適正を確保するための体制」について、「内部統制システム構築の基本方針」として、取締役会で決議をしております。その概要は以下のとおりであります。(最終改定 2019年10月9日)

当社では、独立社外取締役をはじめとした独立役員を選任、ならびに、「指名・報酬委員会」および「独立役員会」の組成・運営を前提としたガバナンス体制を構築してまいりました。

しかしながら、2019年8月2日開催の当社第56回定時株主総会における取締役選任議案において、これまで独立社外取締役として当社のガバナンス体制の中核を担ってきた独立社外取締役候補者3名の再任がいずれも否決されたことに伴い、当社において独立社外取締役が不在となっております。

当社としては、「経営陣・支配株主から独立した立場」での利益相反の監督、取締役会への適切な意見の反映といった「独立社外取締役」の役割の重要性に鑑み、(暫定)指名・報酬委員会の下、「独立社外取締役」の選任を含めたコーポレート・ガバナンス体制の再構築に向けて、引き続き、適切かつ速やかに対応を図ってまいる所存であり、かかる再構築完了後、適時適切に、本基本方針の見直しを検討してまいります。

(1) 当社および当社の子会社の取締役等および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

- a. 当社および当社の子会社から成る企業集団は、持続的に成長するために必要な考え方や行動の原点である「ASKUL WAY」を制定し、当社の企業理念に基づき倫理・行動規範「ASKUL CODE OF CONDUCT」およびコンプライアンスマニュアルを整備・共有・遵守するとともに、取締役会規程、組織規程、業務分掌規程、職務権限規程等の諸規程を遵守し、適正な職務執行を行います。
- b. 当社は、取締役の職務執行の適法性を確保するための牽制機能を期待し、取締役会には当社と利害関係を有しない社外取締役が常時在籍することとしておりました。上記のとおり、現在、独立社外取締役が不在となっておりますが、独立社外取締役の選任を含めたコーポレート・ガバナンス体制の再構築に向けて、引き続き、適切かつ速やかに対応を図ってまいる所存であります。
- c. 当社は、CSR委員会その他の委員会を設置し、取締役会のガバナンス機能を補完する体制を構築します。
- d. 環境、情報セキュリティ、労働安全、品質、各種法令に関する教育・研修等を定期的の実施することによりコンプライアンスへの理解を深め、健全な職務執行を行う環境を整備します。
- e. 当社の使用人の職務執行状況については、内部監査部門が監査を行い、問題点があれば当該使用人の属する部門に指摘するとともに、代表取締役および取締役に報告し、当該部門の改善を求め、業務の適正を確保します。
- f. 子会社の取締役等および使用人の職務執行状況については、当社関係会社管理規程に基づき経営企画部門が統括管理するとともに、当社の内部監査部門が監査を行い、業務の適正を確保します。
- g. 当社および当社の子会社のモニタリング機能の一環として、社外相談窓口(顧問弁護士事務所内)を含む、当社および当社の子会社において適用されるホットライン(内部通報制度)を設置し、コンプライアンス上、疑義のある行為の把握を行う体制を構築します。

(2) 取締役の職務執行に係る情報の保存および管理に関する体制

- a. 取締役の職務の執行に係る情報は、法令・定款のほか、取締役会規程、情報セキュリティに関する規程および文書取扱規程等の社内規程に基づき適切に記録し、保存および管理します。また、取締役および監査役は、常時これらの記録を閲覧できるようにします。
- b. 取締役会により選任された執行役員が責任者として、この任務にあたります。

(3) 当社および当社の子会社の損失の危機の管理に関する規程その他の体制

- a. 当社は、当社および当社の子会社のリスクに関して、リスク担当取締役を定め、対応部門を設けるとともに、リスク・コンプライアンス委員会、労働安全衛生委員会、品質マネジメント委員会、および情報開示委員会等の各委員会を設置し、当社および当社の子会社のリスクおよびコンプライアンスの状況を把握評価し、リスクの発生を未然に防止します。
- b. 当社および当社の子会社は、上記リスク評価を踏まえ、各種リスクが顕在化した場合に当社および当社の子会社の損失を最小化するために必要な体制を予め構築し、また、実際にかかるリスクが顕在化した場合には、当該体制に従い、必要な対策を講じます。
- c. 当社は、環境、情報セキュリティ、労働安全、品質、コンプライアンス等に係るリスクについては、ISO14001(環境)、JISQ15001(プライバシーマーク)、ISO27001(情報セキュリティ)の各規格に準拠したマネジメントシステムを構築し、分析・計画、実行、審査・レビュー、改善のマネジメントサイクルを維持し、適正に職務執行を行う体制を確立するとともに、各担当部署および各子会社にて規程・マニュアル等を制定し教育・周知徹底を行います。
- d. 当社および当社の子会社の職務執行に係るリスク管理のモニタリングについては、内部監査部門を中心にコンプライアンスおよびリスク管理の観点を踏まえて定期的に監査を行います。

(4) 当社および当社の子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- a. 当社および当社の子会社は、各社が定める取締役会規程、組織規程、業務分掌規程、職務権限規程等に基づき、適正かつ効率的に職務の執行が行われる体制をとります。
- b. 当社は、BtoC事業とBtoB事業の両事業をカンパニーとして位置づけ、両カンパニーにおいて最高執行責任者(COO)を選任し、意思決定と職務執行の迅速化を図ります。
- c. 当社は、取締役の職務執行の適正性および効率性を高めるための牽制機能を期待し、取締役会には当社と利害関係を有しない社外取締役が常時在籍することとしておりました。上記のとおり、現在、独立社外取締役が不在となっておりますが、独立社外取締役の選任を含めたコーポレート・ガバナンス体制の再構築に向けて、引き続き、適切かつ速やかに対応を図ってまいる所存であります。

(5) 当社の子会社の取締役等の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制

当社は、関係会社管理規程その他関連規程を定め、これに基づき、各子会社は、当社の窓口となる経営企画部門への報告、または、当社の取締役会、経営会議等その他重要な会議への出席を通じて、職務の執行状況その他の重要な事項について、定期的に当社への報告を行います。経営企画部門は、当社の子会社の取締役、監査役および使用人より報告を受けた事項について、速やかに当社の関係部門と共有します。

(6) その他の当社ならびに当社のその他の関係会社および当社の子会社からなる企業集団における業務の適正を確保するための体制

当社と当社のその他の関係会社にあたるZホールディングス株式会社との関係に関しては、同社と利害関係のない社外役員による経営のモニタリング体制を充実させ、牽制機能を強化することにより、業務の適正を確保することとしておりました。上記のとおり、現在、独立社外取締役が不在となっておりますが、独立社外取締役の選任を含めたコーポレート・ガバナンス体制の再構築に向けて、引き続き、適切かつ速やかに対応を図ってまいり所存であります。かかる再構築が完了するまでの間は、当社とZホールディングス株式会社との間の重要な取引や非通常の取引等に関しては、その実施に先立ち、当社取締役会において慎重に審議を行うほか、必要に応じて外部専門家等の助言を得た上で実施することとします。なお、コーポレート・ガバナンス体制の再構築完了後、当社のその他の関係会社にあたるZホールディングス株式会社との関係における業務の適正を確保するための体制のあり方に関しても、適時適切に検討を行い、本基本方針の見直しを検討してまいります。

(7) 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する体制、当該使用人の取締役からの独立性に関する事項、ならびに、当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

a. 監査役がその職務を補助については、必要に応じて内部監査部門、法務部門が適宜対応するほか、監査役より専従スタッフ配置の求めがあるときは監査役と協議の上、適切に対応します。

b. 監査役がその職務を補助する使用人の任命、異動については、監査役の同意を得ます。また当該使用人は、監査役の指揮命令下で職務を執行し、その評価については、監査役の意見を聴取します。

(8) 当社および当社の子会社の取締役、監査役および使用人が当社の監査役に報告をするための体制、当該報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取り扱いを受けないことを確保するための体制、ならびに、その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

a. 当社の取締役および使用人は、取締役会、経営会議等その他監査役が出席する重要な会議を通じて、職務の執行状況を報告します。

b. 当社の子会社の取締役、監査役および使用人は、当社の窓口となる経営企画部門への報告、または、当社の取締役会、経営会議等その他監査役が出席する重要な会議への出席を通じて、職務の執行状況その他の重要な事項について、定期的に当社への報告を行います。経営企画部門は、当社の子会社の取締役、監査役および使用人より報告を受けた事項のうち重要事項については、速やかに監査役に報告します。

c. 当社の監査役は、当社および当社の子会社の業務執行状況全般を対象としつつ、監査役会において定める監査方針に基づき、当社の取締役、事業本部長、本部長、および当社の子会社の取締役を主な対象として監査を行うなど、効率的かつ実効的な監査の実施を図ります。また、当社の監査役は、内部監査部門および会計監査人との積極的な連携を図り監査を行います。

d. 当社および当社の子会社は、会社の信用や業績等に大きな影響を与える恐れのある事象や、法令・定款・社内規程等に違反する重大な行為等が発見されたときは、当社担当部門を通じて、速やかに当社の監査役に報告される体制を構築します。

e. 監査役会と代表取締役、会計監査人との間でそれぞれ定期的な意見交換会を実施します。

f. 当社は、当社および当社の子会社で適用されるホットラインにおいて、当社の監査役を相談窓口の一つとし、監査役への報告体制の充実を図ります。なお、当該ホットラインによる申告者に対して当該申告をしたことを理由として不利益な取り扱いを行うことを禁止します。

(9) 監査役がその職務の執行について生ずる費用の前払または償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項

監査役が、その職務の執行について生ずる費用の前払または償還の請求をしたときは、当該監査役の職務の執行に必要でないと認められた場合を除き、速やかに当該費用または債務を処理します。

(10) 財務報告の信頼性を確保するための体制

当社は、経理財務担当執行役員を定め、財務報告に関する社内規程を整備し、「一般に公正妥当と認められる企業会計の基準」に準拠して連結財務諸表および個別財務諸表を作成するとともに、情報開示委員会を設置し、当社および連結子会社における財務報告の信頼性を確保します。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

当社および当社の子会社の倫理・行動規範に、反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方として、反社会的勢力・団体に対して毅然とした態度で臨み、一切の関係を遮断するとともに、反社会的勢力・団体の活動を助長もしくは加担するような行為は行わないことを定めます。また、同倫理・行動規範については、常時社内および当社の子会社内に掲示し、教育・周知徹底を図ります。

その他

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無

なし

該当項目に関する補足説明

当社は、買収防衛策を導入する場合、経営陣・取締役会の保身を目的としないことは当然のこと、その導入・運用にあたっては必要性・合理性を取締役会で慎重に審議し、さらに独立役員を中心とした社外取締役や利害関係のない第三者によって構成される「第三者委員会」等の意見を踏まえて決定します。また必要に応じて、株主総会に諮り承認を得た上で実行することも検討します。

なお、【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】に記載の事情により、本報告書の更新日現在、「独立社外取締役」が不在であるため、「第三者委員会」等を組成することとなった場合、その構成員については、株主の権利・平等性の確保を踏まえ、慎重に検討してまいります。

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

当社の会社情報の適時開示に係る社内体制の状況は、下記のとおりです。

1. 会社情報の適時開示に係る会社の基本方針・考え方

アスクル株式会社とその子会社で働くすべての取締役、監査役、社員、契約社員、パートタイマー(以下、「私たち」といいます。)の一人ひとりが自らの業務を行う際に遵守すべき行動の基本ルールとして「倫理行動規範(ASKUL CODE OF CONDUCT)」がありますが、その中で次の通り明記しております。

(1) 株主、投資家に対して

・株主、投資家に対する、経営に関する事項、事業活動状況等の企業情報(以下、「企業情報」といいます)の開示については、関係法令に従い、積極的かつ公正に行います。
・企業情報は、常に正確性を確保し、必要な場合は機密保持の必要性を考慮し、適切な時期、方法により開示します。
・財務・税務会計に関する記録および報告は、その信頼性の確保のために、一般に公正妥当と認められる企業会計の基準、関係法令および社内規程等に従い、適正な会計処理を行うものとし、不正確な記録・虚偽の記録を作成しないものとします。
・私たち一人ひとりの担当業務に関する記録および報告についても、関係する法令および社内規程等に従って正確かつ誠実に作成し、不正確な記録を作成しないものとし、理解しやすい表記に努めます。
・開示すべき情報には、法令で開示を要求されているもののほか、企業理念・各方針・環境活動・社会貢献活動等社会とのかかわりに関する情報についても、積極的な開示に努めます。

(2) インサイダー取引の禁止

業務上知り得た、アスクルグループのお取引先の重要な未公開の情報を知りながら株式や証券取引を行う等、証券市場の健全性・公正性を阻害する行為を行いません。また、重要な未公開情報を利用して、第三者への利益提供または便宜供与等も行いません。

このように、投資家の投資判断に重要な影響を与える事実や決算に関する情報の適時開示について、アスクルグループのすべての者が真摯な姿勢で取り組んでおります。

2. 現状における適時開示体制の状況について

具体的には、投資者の判断に影響を与える重要な事実に関して、決定事実・決算に関する情報、それぞれにおいて、次のような体制をとっております。

(1) 決定事実・決算に関する情報

アスクルグループの各事業所・各部門において、重要事実とはどのような事実が該当するのかを把握・認識するために、法令や上場規則を反映した内部者取引規程の中で重要事実を一覧表としてまとめ、案件ごとに情報開示委員会にて判断しております。

情報開示委員会は、当社が株式会社東京証券取引所の「上場有価証券の発行者の会社情報の適時開示等に関する規則」および関係法令の定めに基づく情報開示を迅速かつ適切に行うための意思決定機関であり、それに関する事項を定めた「情報開示委員会規程」に基づき運営されています。重要事実に関する案件が取締役会等で提案された場合、その案件が重要事実であるか否かについては、IR担当部門が適時開示ルールに則って確認し、情報開示委員会において判断しております。

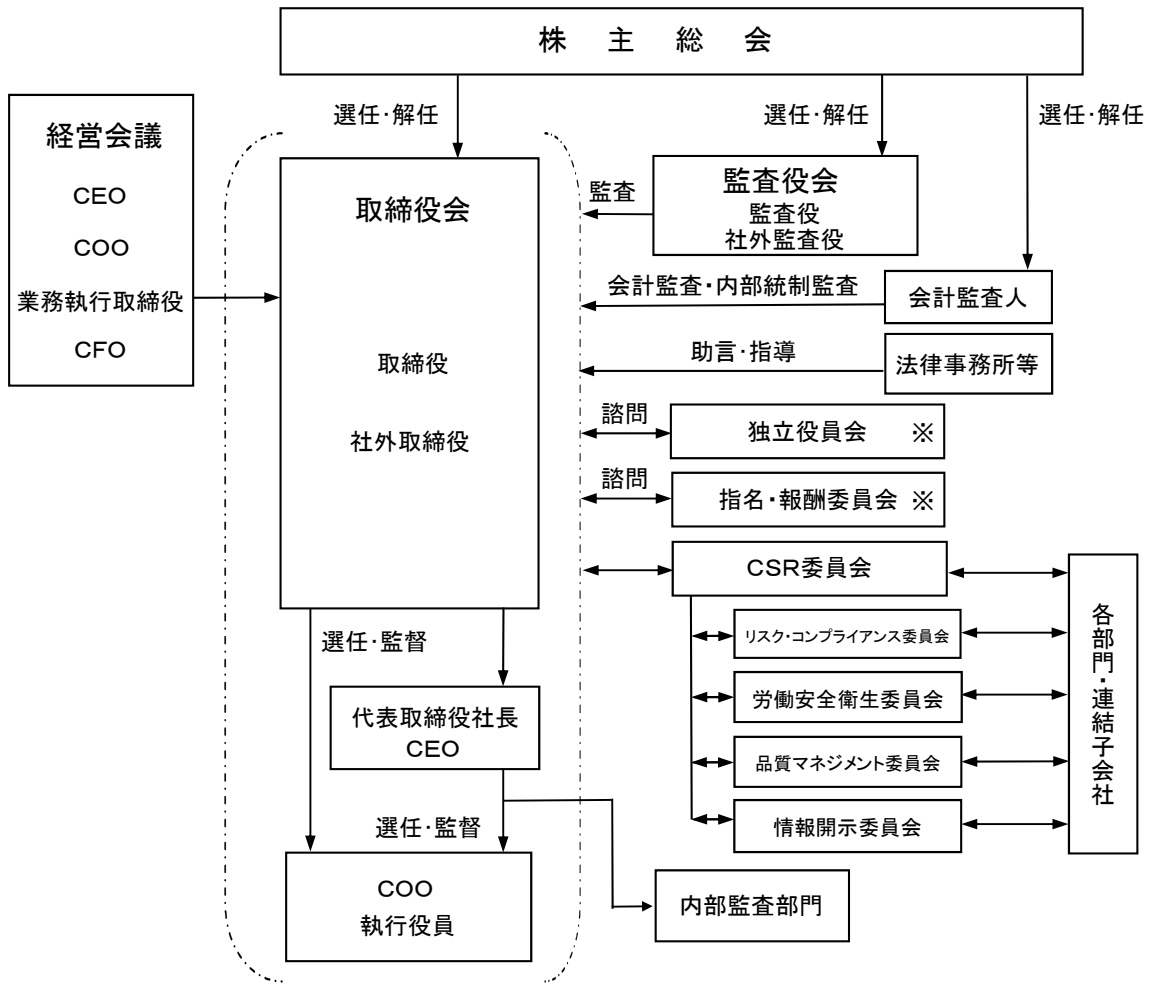
これらの仕組みを踏まえて、取締役会において案件の決定並びに情報開示の対応をしており、決定後、ただちに株式会社東京証券取引所を通じて開示しております。

(2) 発生事実

突発的事象に対しては、関連部門を招集し緊急対応を行うとともに、迅速な開示対応を図る仕組みを構築しております。ここで、リスクのレベルを判断し、レベルに応じて対応組織を編成します。重要事実該当するレベルのものについては、緊急時対策本部を設置し、速やかかつ適切な開示への対応を図っております。

また、各部門・各子会社の業務執行に関しては、内部監査が厳正に監査を実施しており、企業経営の公正性、透明性の確保向上に努めております。

【参考資料：模式図】



※ 【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】に記載の事情により、本報告書の更新日現在、「独立社外取締役」が不在であり、またこれに伴い「独立役員会」、「指名・報酬委員会」が組成・運営できておりません。